

法人口座を開設されるお客さまへ

富山県信用組合

当組合では、金融機関口座を利用した金融犯罪を未然に防止し、正当な金融サービスを提供させていただくため、新規口座を開設する法人のお客さまについては以下の「公的書類等」による確認や同書類に基づき事業内容等についてお尋ねするなどの審査を実施しております。

お客さまには、お手数をおかけすることになりますが、なにとぞ、ご理解ご協力を賜われますようお願い申し上げます。

記

口座開設は、お客さまの「主たる事務所」の最寄の当組合支店にてお申込みください。遠隔の支店での口座開設はお断りする場合がございます。

1. 確認させていただく公的書類(以下のすべてが必要です。)

- (1) 履歴事項全部証明書(原本) 発行日から6ヶ月以内のものに限ります。
- (2) 法人の印鑑登録証明書(原本) 発行日から6ヶ月以内のものに限ります。
- (3) 法人番号が確認できる書類(法人番号通知書等)
- (4) 次の書類のいずれか 設立後6ヶ月以内の法人に限ります。
 - ① 所轄税務署あての法人設立届出書(控)
 - ② 所轄税務署あての青色申告承認申請書(控)
- (5) ご来店者の公的な本人確認書類(運転免許証、顔写真付の証明書類)※1
- (6) ご来店者と法人の関係を証する書類(委任状等)

※1 顔写真のない証明書類の場合は、追加で証明書類の追加をいただくか、または確認のために、口座開設についてのご案内を、来店される方の住所へ後日送付いたします。

ご提出いただいた書類は、コピー(写し)をとらせていただきます。

2. 上記書類に基づき、口座開設目的や事業内容、実質的支配者、その他についてお尋ねします。

- (1) 口座開設のご利用目的は何かをお尋ねします。
- (2) 主たる事業は何か、また謄本上事業目的が多岐にわたる場合、その内容について説明をお願いします。
- (3) 実質的支配者について説明をお願いします。
(議決権の25%超を直接または間接に保有するなど支配的な影響力を有すると認められる個人の方の氏名・住居・生年月日等を確認させていただきます。)

お尋ねした結果、追加での書類の提示をお願いする場合がございます。

また、必要に応じてお届け住所を訪問させていただく場合もあります。

お申込みから口座開設までに概ね2週間かかりますことをご了承ください。

お申込みにお応えできず口座開設をお断りする場合がございます。なお、この場合であってもコピーした書類は返却いたしませんのでご承知ください。

以上